



2024年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社山田債権回収管理総合事務所  
代表者名 代表取締役社長 山 田 晃 久  
(コード番号 4351)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理本部長 田中 光行

電 話 045-325-3933

## 支配株主等に関する事項について

当社代表取締役社長山田晃久、当社の親会社である司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所並びに株式会社ワイ・エス・シーについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2023年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
山田 晃久	支配株主（親会社を除く。）	35.10	27.33	62.43	なし
司法書士法人山田合同事務所	親会社	—	62.43	62.43	なし
土地家屋調査士法人山田合同事務所	親会社	—	62.43	62.43	なし
株式会社ワイ・エス・シー	親会社	20.43	42.00	62.43	なし

#### 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名 称：司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所

理 由：当社と司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所とは「労働者派遣基本契約」を締結しているため、当社の事業活動に与える影響が大きいものと考えております。

3. 非上場の親会社等に関する会社情報の適時開示の免除の理由

司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所は、「組合」又は「会社や組合に準ずる事業体」に該当するため、開示対象とはなっておりません。

4. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社代表取締役社長山田晃久は、司法書士法人山田合同事務所及び土地家屋調査士法人山田合同事務所の社員に就任しており、両法人に対してそれぞれ出資しております。

山田晃久は両法人の緊密な者に該当し、かつ山田晃久は当社の議決権の 62.43%（同意している者の議決権及び間接保有を含む。）を保有しているため、両法人は親会社に該当します。

株式会社ワイ・エス・シーは当社の主要株主であり、当社の代表取締役が議決権の 99.7%を所有しております。

(役員)の兼務状況)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
代表取締役	山田晃久	株式会社ワイ・エス・シー 代表取締役	経営基盤強化のため
代表取締役	山田晃久	司法書士法人 山田合同事務所 社員	経営基盤強化のため
代表取締役	山田晃久	土地家屋調査士法人 山田合同事務所 社員	経営基盤強化のため

(注) 当社の取締役 5 名、監査役 3 名のうち親会社との兼任役員は当該 1 名のみであります。

5. 支配株主等との取引に関する事項

(1) 親会社及び法人主要株主等

(自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	司法書士法人山田合同事務所	横浜市 西区	6,499	登記申請 代理業務	—	役員 の 兼任	労働者派遣業務 (注) (1)	933,910	売掛金	86,057
							出向者に係る 人件費及び経 費等ならびに 派遣労働者に 係る経費等の 立替 (注) (2)	309,205	立替金 未払金	13,760 5,749
親会社	土地家屋調査士法人山田合同事務所	横浜市 西区	4,000	登記申請 代理業務	—	役員 の 兼任	労働者派遣業務 (注) (1)	150,897	売掛金	13,388
							出向者に係る 人件費及び経 費等ならびに 派遣労働者に 係る経費等の 立替 (注) (2)	82,892	立替金	7,420

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 ワイ・エス・シー	横浜市 西区	20,000	不動産の 売買、賃貸、仲介及び鑑定等	20.43	役員の 兼任	経費等の立替 (注) (3)	3,549	—	—
支配 株主	山田 晃久	横浜市 港北区	—	—	35.10	当社 代表 取締役	経費等の立替 (注) (3)	863	—	—

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 労働者派遣業務報酬は、派遣労働者の人件費に一定割合を乗じて決定しております。
- (2) 出向者に係る人件費及び経費等ならびに派遣労働者に係る経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。
- (3) 経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。

#### 6. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引条件の決定に関しては、市場価格等を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

また、重要な取引が発生する場合には取締役会において審議を行っております。

以 上